

1 調査名称：(利府町) R3 総合都市交通体系調査

2 調査主体：利府町

3 調査圏域：利府町管内(仙塩広域東部地域)

4 調査期間：令和 2～4 年度(令和 3 年度分)

5 調査概要：

本地域の都市計画道路網は昭和 22 年に当初決定を行い、現在 63 路線、延長約 160km を都市計画決定している。

平成 27 年度に宮城県が主体となり、本地域内の各市町(塩竈市、多賀城市、利府町。以下「2 市 1 町」という。)と都市計画道路の見直しに係る勉強会が実施され、課題把握や候補路線(案)の洗出し等を行ったが、2 市 1 町に跨る路線の長期的な課題に対する具体的な見直し方針の決定が困難な状況にあった。

本業務は、このような状況を踏まえ、2 市 1 町の幹線道路網を一体的に捉えて定性的な評価と定量的な分析等を行い、広域的な視点から都市計画道路の課題を改めて整理し、2 市 1 町での調整や関係機関との協議等を行いながら、都市計画道路の見直し(案)を作成することを目的として実施した。

なお、都市計画道路の見直し作業は「都市計画道路見直しガイドライン(改定版)(平成 30 年 3 月)宮城県土木分都市計画課」を踏まえるとともに、本区域を含む仙台都市圏における複雑で多様な交通実態の把握や、将来の交通流動を予測し、総合的な交通計画のマスタープランを策定(提案)している「第 5 回仙台都市圏パーソントリップ調査(令和 2 年 7 月)仙台都市圏総合都市交通調査会・宮城県・仙台市」を参考とするものとした。

I 調査概要

1 調査名 仙塩広域（東部地域）都市計画道路見直し調査業務委託

2 報告書目次

序章 業務概要

第1章 見直し対象候補路線の設定

1. 見直し対象路線の定義
2. 見直し対象候補路線の設定

第2章 路線別の必要性、事業実効性の検証

1. 都市計画決定理由の検証
2. 路線別評価

第3章 見直し対象路線の設定

第4章 幹線道路網の基本方針

1. 検討の流れ
2. 2市1町の現況と課題
3. 将来都市構造の支援
4. 幹線道路に関わる課題
5. 幹線道路網形成の目標の設定
6. 幹線道路の交通処理システム
7. 幹線道路網形成の基本方針の設定

第5章 将来幹線道路網見直し（案）の検討

第6章 将来交通量推計

1. 将来交通量推計の概要
2. 将来交通量推計
3. 分析・評価

第7章 都市計画道路見直し（案）の設定

第8章 関係機関協議資料の作成

1. 宮城県都市計画課との打合せ
2. 国提出資料

3 調査体制：所管課による調査である

- ・塩竈市産業建設部まちづくり・建築課
- ・多賀城市都市産業部都市計画課
- ・利府町都市開発部都市整備課

4 委員会名簿等

なし

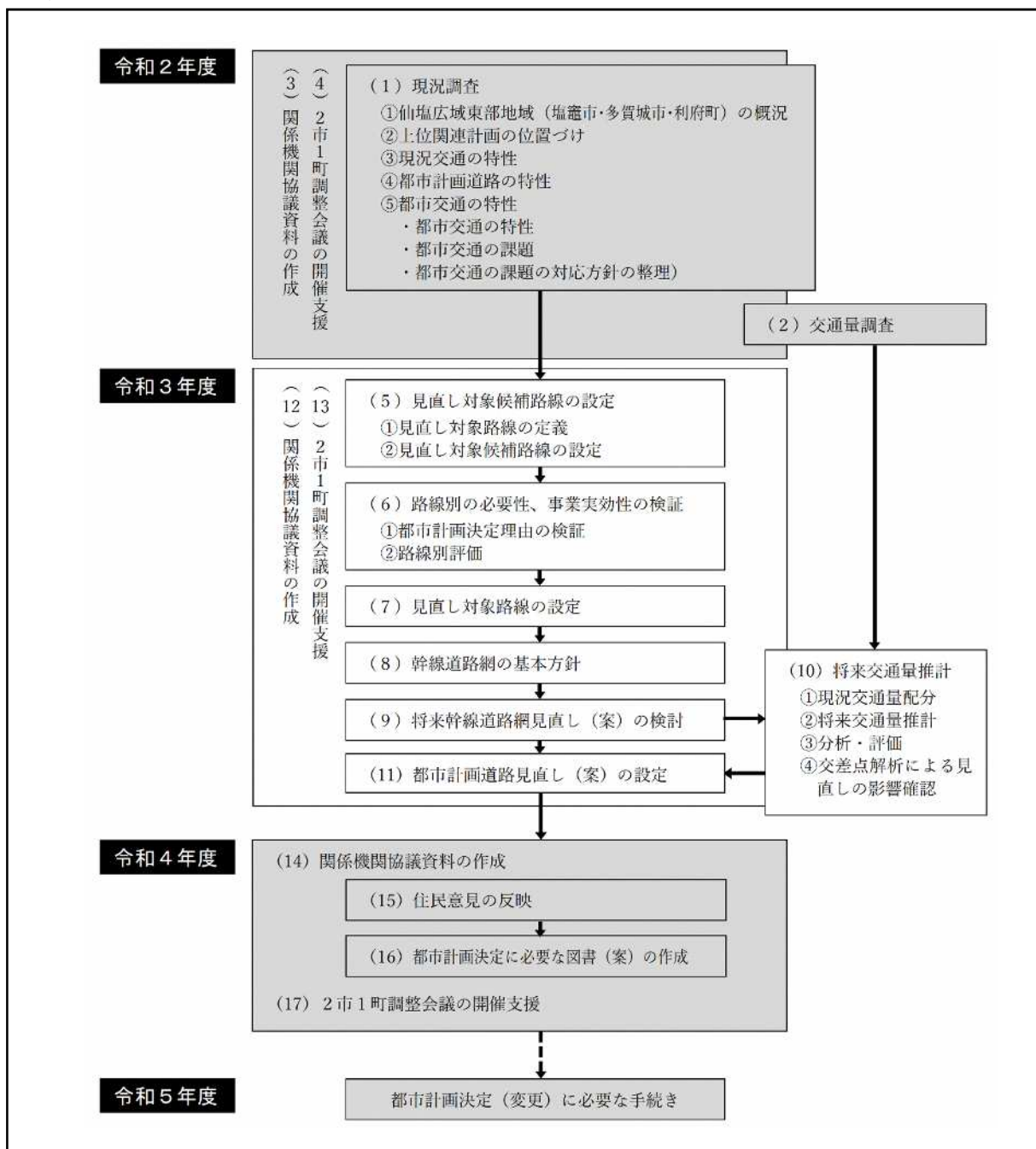
II 調査成果

1 調査目的

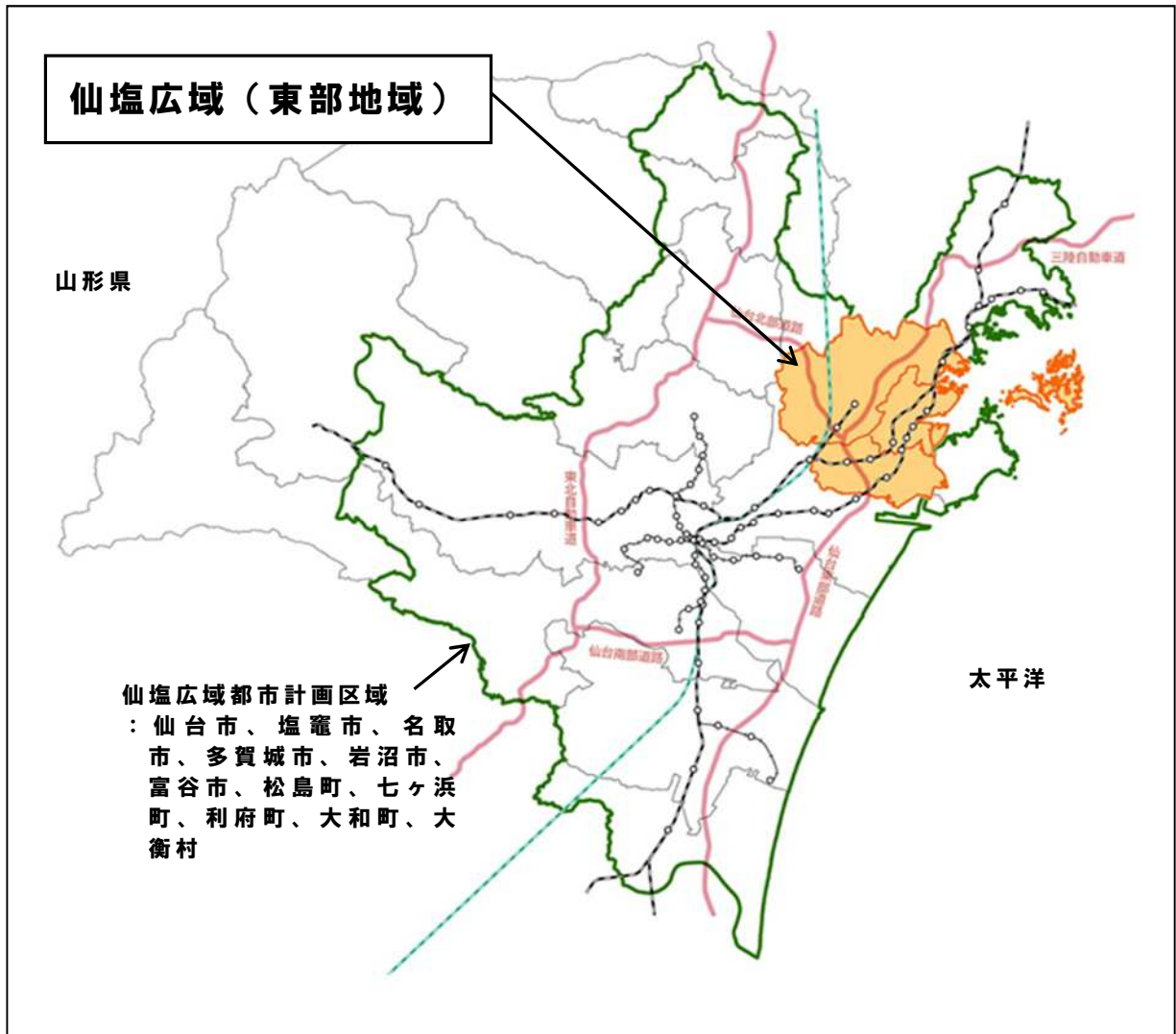
本業務は、仙塩広域（東部地域）において、都市計画道路の必要性や事業実効性を検証し、都市計画道路の課題把握や見直し対象候補路線の抽出を目的とし実施した。

昨年度は、主に現況調査を実施し、今年度は、見直し対象候補路線の抽出及び定性的・定量的な検証を行い、都市計画道路の見直し（案）を設定した。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

※「序章」は P. 3～4 に記載

□第1章 見直し対象候補路線の設定

見直し対象路線は、都市計画道路見直しガイドライン（改定版）（宮城県土木部都市計画課（平成30年3月））を踏まえ、2市1町の都市計画道路の未整備区間及び概成済み区間のうち、以下の考え方に基づく路線を対象とした。

【見直し対象路線の定義】

- 長期未着手路線（当初決定から20年以上経過した路線）
- 特定課題路線（各市町において課題となっている路線）

□第2章 路線の必要性、事業実効性の検証

都市計画道路見直しガイドライン（改定版）（平成30年3月：宮城県土木部都市計画課）に基づき、都市計画決定理由の検証を行うとともに、路線の都市計画決定の内容と整備状況、担うべき機能、沿道の状況等の評価項目と整理すべき内容（指標）を設定した。

また、設定した評価内容について、都市計画道路の整備状況等に対応した区間ごとに区分し、調査、整理した結果は路線別に「都市計画道路見直し評価カルテ及び説明資料」としてとりまとめた。

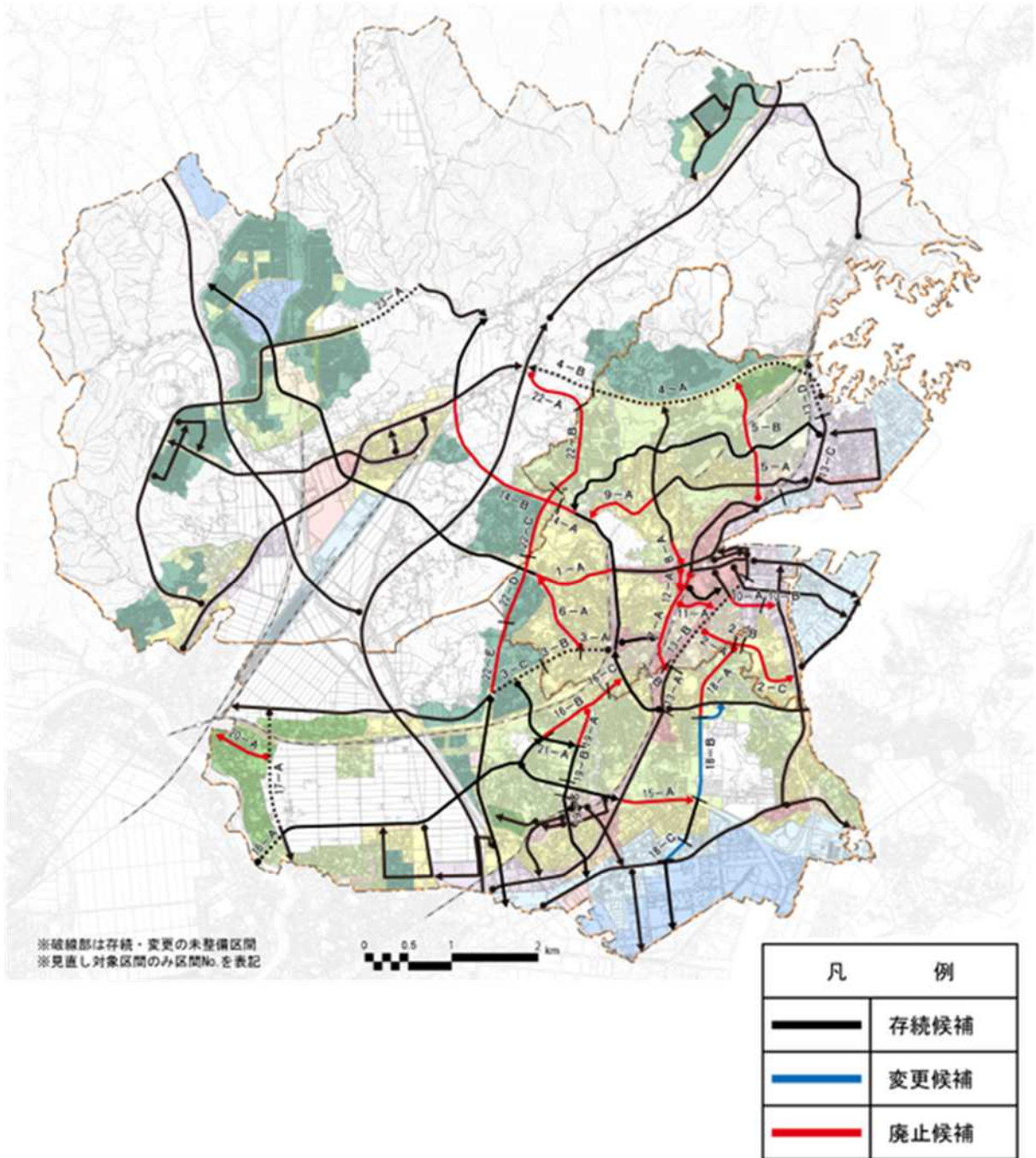
◆ 都市計画道路見直し評価カルテ及び説明資料のイメージ

仙塩広域（東野地区）都市計画道路見直し調査案第	
仙塩広域都市計画道路の変更	
仙塩広域東部地域（塩竈市・多賀城市）都市計画道路見直し評価カルテ及び説明資料	
たまがわいわきりせん 3・3・107 玉川岩切線	
■ 都市計画道路見直し評価カルテ	1
■ 評価カルテ説明資料	5
□ ステップ1：見直し対象路線の設定	5
□ ステップ2：都市計画決定理由の検証	9
□ ステップ3：路線の必要性・事業の実現性検証	56
① 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ② 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ③ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ④ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑤ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑥ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑦ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑧ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑨ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑩ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56)	⑪ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑫ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑬ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑭ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑮ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑯ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑰ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑱ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑲ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56) ⑳ 国土交通省国土利用政策院の報告 (56)
■ 都市計画道路見直しガイドラインの検証項目に応じた本調査での検証項目の考え方	132
■ 都市計画道路の見直し案（素案）	135

□第3章 見直し対象路線の設定

前項で整理した『見直し対象候補路線評価カルテ及び説明資料』に基づき、都市計画道路の見直し（案）を「存続候補」、「変更候補」、「廃止候補」の分類で以下のとおり設定した。

◆見直し対象路線の設定



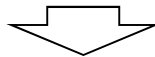
※図面データは国土数値情報（用途地域データ）から作成（国土交通省）

□第4章 幹線道路網の基本方針

対象地域の特徴や見直し対象路線周辺の状況、上位関連計画の位置づけ等を踏まえ、見直しにあたって前提とする幹線道路網形成の目標を定めるとともに、その達成に向けた基本方針を設定した。

◆幹線道路網形成の目標

- 円滑な移動を支える幹線道路網の形成
- 活力を生む幹線道路網の形成
- 安心な暮らしを支える幹線道路網の形成



◆幹線道路網形成の基本方針

① 都市間・拠点間を結ぶ幹線道路の充実

2市1町の骨格を形成し、円滑な連絡を確保する広域的な道路網とそれを支えるその他の幹線道路を充実させることで都市の活力を高める。

② インターチェンジへのアクセス機能の強化

高速道路整備の効果を最大限に発揮し、産業及び広域観光などの支援となる道路ネットワークを強化する。

③ 都市拠点内の安全・安心な歩行環境の充実

都市拠点の賑わいを創出し、都市の活力を高めるため、安全・安心な歩行環境の充実を図る。

④ 主要な生活サービス施設へのアクセス機能の強化

日常生活を支える駅、商業施設、医療施設、公共施設等への安全・安心な生活動線を確保する。

⑤ 円滑で利便性の高い公共交通ネットワークの支援

公共交通による移動のしやすさを高めることで、自動車利用からの転換を促し、道路交通の円滑化や安心な暮らしを支える。

⑥ 災害に備えた道路ネットワークの強化

緊急輸送道路や避難拠点への避難路を確保することで、都市防災を推進する。

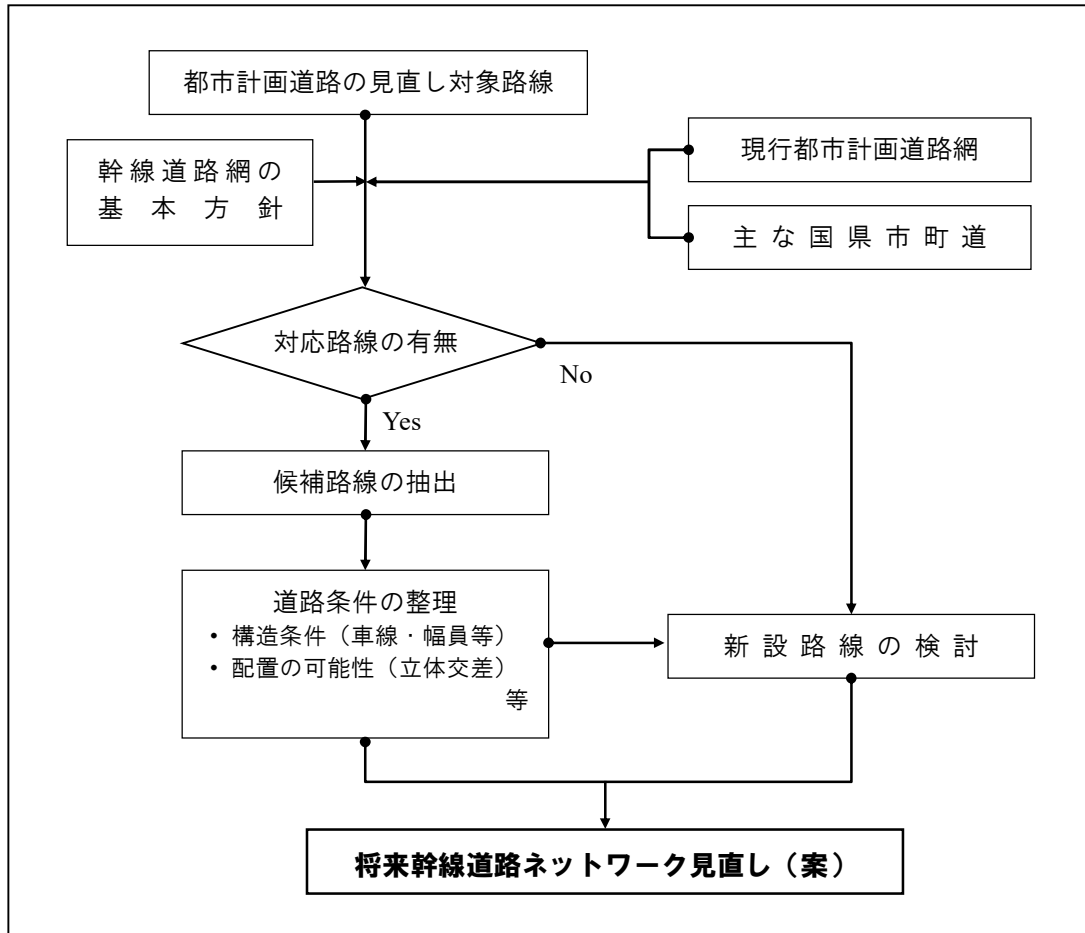
⑦ 今ある道路の最大限の活用

地域事情や将来交通量に見合った道路の確保など、既存道路を最大限活用し、真に必要な都市計画道路の整備促進を図る。

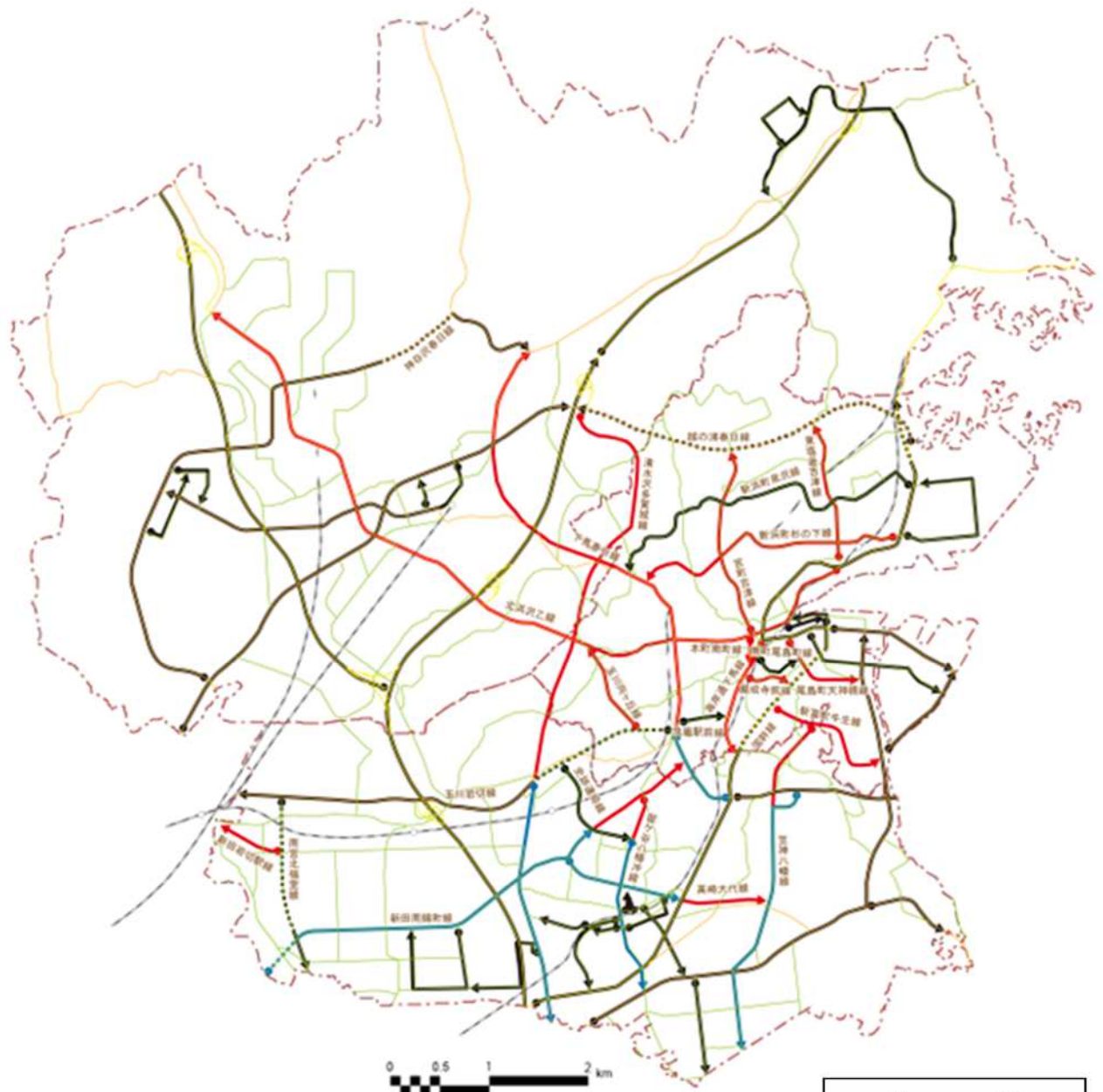
□第5章 将来幹線道路網見直し（案）の検討

現行都市計画道路網、国県道や主要な市町道等のネットワークを基本に、前項で検討した「幹線道路網の基本方針」に対応する候補路線を抽出し、本区域の骨格を形成する将来幹線道路ネットワーク見直し（案）を設定した。

◆将来幹線道路ネットワーク見直し（案）の検討手順



◆将来幹線道路ネットワーク見直し（案）



凡	例
	存続候補
	変更候補
	廃止候補
	国道
	県道
	主要な市町道

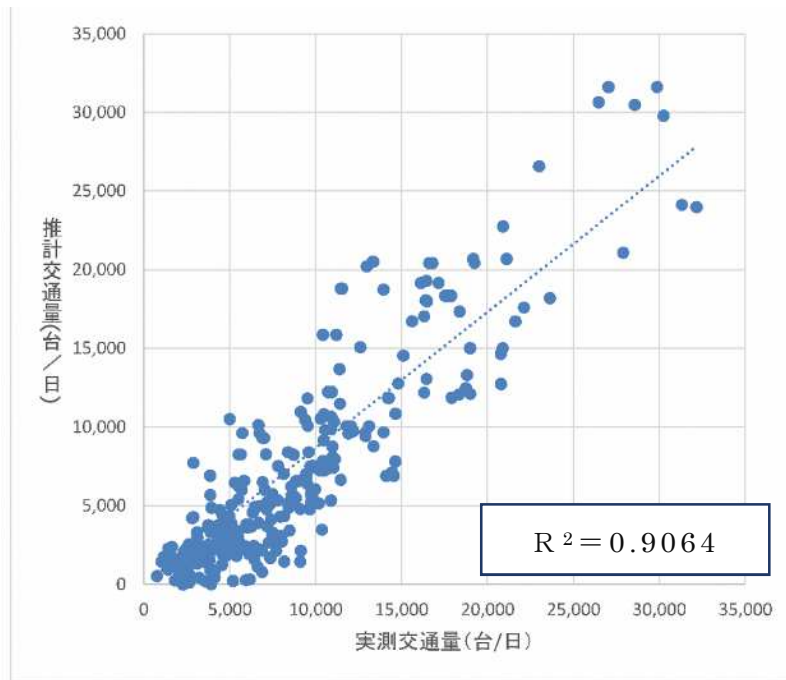
□第6章 将来交通量推計

第5回仙台都市圏パーソントリップ調査の交通量配分データを用い、現況交通配分及び将来交通量配分を実施し、将来幹線道路網の見直し案の妥当性を検証した。

(1) 現況交通量配分（現況再現性の確認）

令和2年度業務で実施した交通量調査結果を用いて、現況交通量配分結果と比較した結果、全体的な相関係数が0.9以上であることから、再現性があると判断した。

◆現況配分結果の相関図



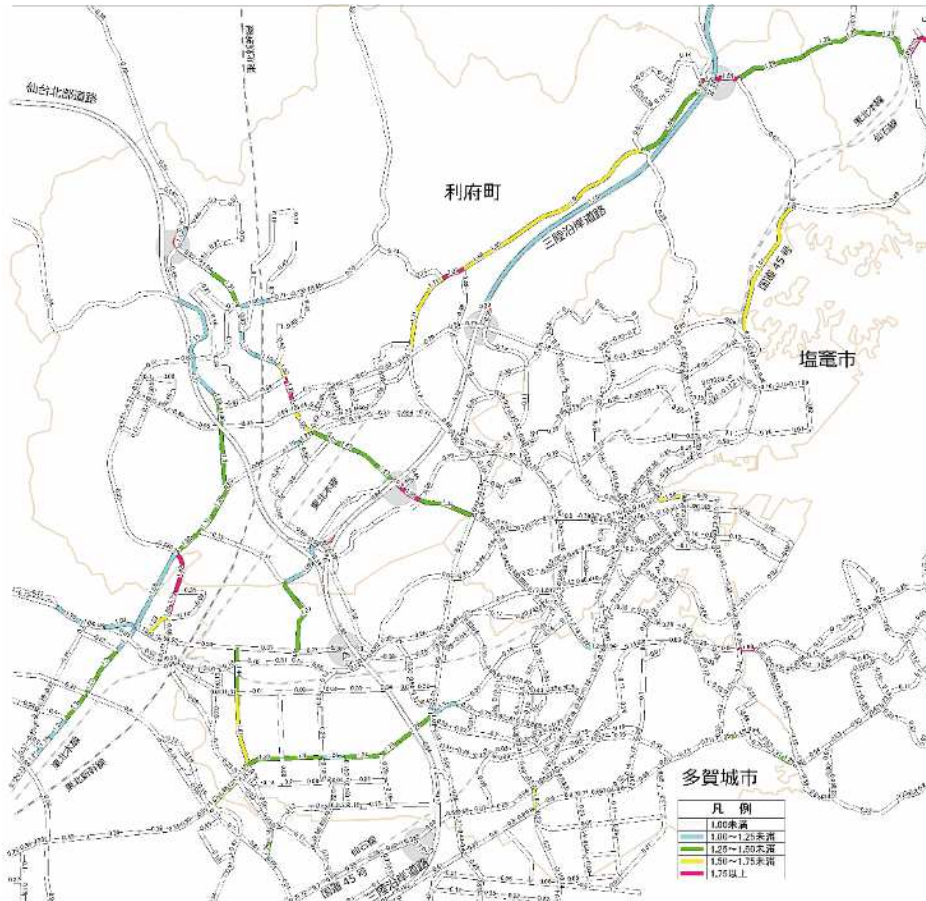
(2) 将来交通量配分

将来交通量配分を実施するネットワークは、前項で設定した「将来幹線道路ネットワーク見直し（案）」とし、既決定の都市計画道路は全線が整備された想定とした。

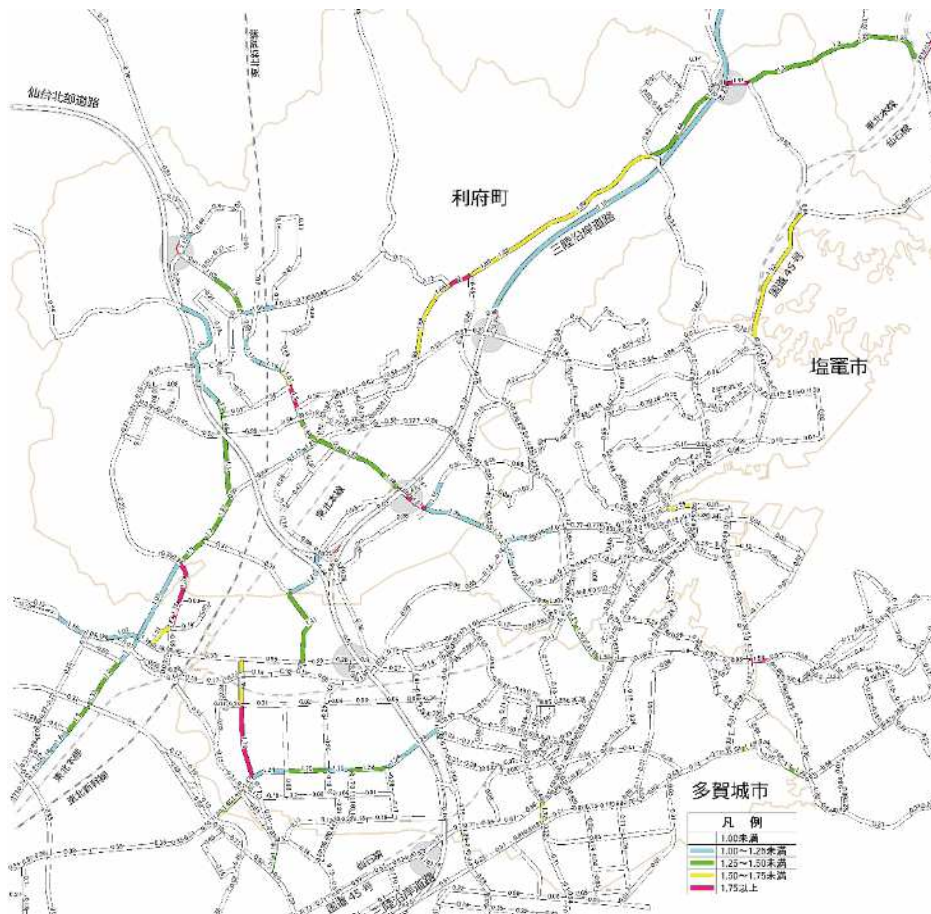
◆配分対象ネットワークの設定条件

道路種別	都市計画道路と整備状況の想定		
国・県道	都市計画道路	全線整備済み	
	都市計画道路以外	現状の規格を踏襲	
市町道	都市計画道路	全線整備済み	
	都市計画道路以外	一般市道	現状の規格を踏襲
		新規整備	都計道の規格を設定

◆将来交通量配分結果：混雑度図（フルネットワーク）



◆将来交通量配分結果：混雑度図（将来幹線道路ネットワーク見直し（案））



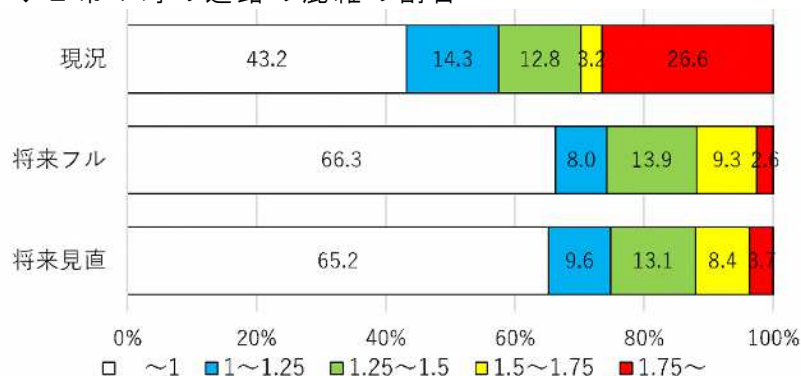
上述の調査の結果から、現況道路網の混雑度が1.5以上の道路が全体の約3割を占めているが、都市計画決定している全ての都市計画道路が整備されれば約1割程度に減少することがわかった。

また、将来交通量配分は、「フルネットワークの道路網」と、定性的な評価から設定した廃止・変更候補を反映した「将来幹線道路ネットワーク見直し（案）」において、ほぼ同様の結果が得られた。

この要因の1つとして、現況から将来において交通量が約2割減少することに加え、2市1町に出発地と到着地に目的を持たない通過交通が減少することで、移動距離の長い交通が減少し、結果として道路の交通需要が減少することが考えられる。

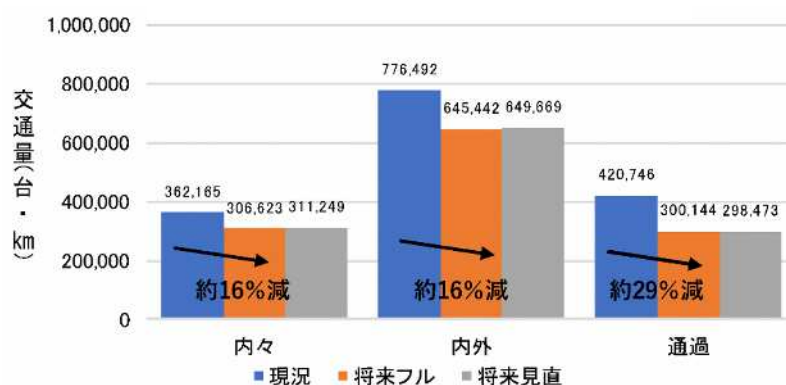
この様な結果から、将来幹線道路ネットワーク見直し（案）も全ての都市計画道路を整備した場合と同等の通行機能を有するといえることを確認した。

◆ 2市1町の道路の混雑の割合



※グラフの交通量の単位の走行台kmは、将来交通量推計結果における区間別の交通量に道路区間距離を乗じた総和であり道路交通需要を表す。

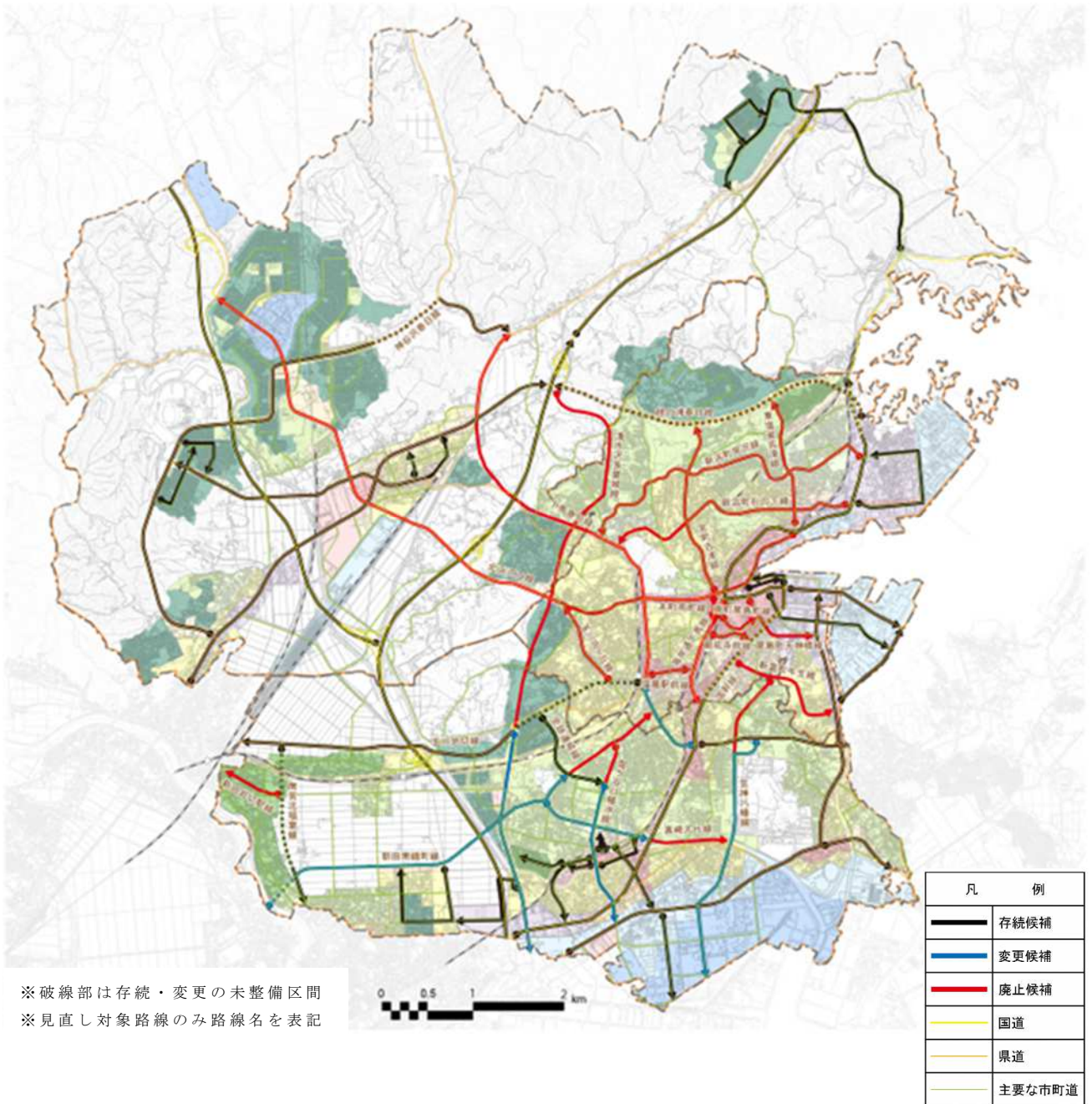
◆ 2市1町の道路の交通量の内訳



□第7章 都市計画道路見直し（案）の設定

「見直し対象候補路線」の定性的な評価結果と、「将来交通量推計」の定量的な評価結果から、都市計画道路見直し（案）を以下のとおり設定した。

◆都市計画道路見直し（案）



路線番号	路線名	計画の概要		対象市町			見直し方針
		幅員	延長	塩 竈	多賀城	利 府	
		m	m				
3・4・103	北浜沢乙線	20.0	8,600	○		○	廃止候補
3・4・105	新富町牛生線	18.0	1,410	○	○		廃止候補
3・3・107	玉川岩切線	25.0	4,500	○	○		存続候補(継続調査)
3・3・108	塩竈駅前線	18.0	540	○			廃止候補
3・3・109	越の浦春日線	25.0	3,940	○		○	存続候補(継続調査)
3・4・110	東塩釜吉津線	16.0	1,470	○			廃止候補
3・4・111	玉川ヶ丘線	16.0	1,190	○			廃止候補
3・4・112	海岸通下馬線	16.0	1,330	○	○		廃止候補
3・5・114	宮町吉津線	12.0	1,970	○			廃止候補
3・5・115	新浜町杉の下線	12.0	2,980	○			廃止候補
3・5・116	尾島町天神橋線	12.0	890	○			廃止候補
3・5・117	願成寺前線	12.0	460	○			廃止候補
3・5・118	本町南町線	12.0	300	○			廃止候補
3・5・119	新浜町泉沢線	12.0	3,600	○			廃止候補
3・5・120	南町尾島町線	10.0	630	○			廃止候補
3・3・132	一国幹線	22.0	9,440	○	○		存続候補
3・4・134	下馬春日線	18.0	5,650	○	○	○	変更候補(一部廃止)
3・4・136	高崎大代線	16.0	2,290		○		変更候補(一部廃止)
3・4・139	新田南錦町線	20.0	5,040	○	○		変更候補(一部廃止)
3・4・140	南宮北福室線	18.0	1,890		○		存続候補
3・4・141	笠神八幡線	18.0	3,600		○		変更候補(一部廃止)
3・4・142	留ヶ谷八幡沖線	16.0	2,070		○		変更候補(一部廃止)
3・4・143	新田岩切駅線	16.0	790		○		廃止候補
3・5・147	史跡連絡線	12.0	1,230		○		存続候補
3・3・231	清水沢多賀城線	28.0	6,910	○	○	○	変更候補(一部廃止)
3・4・236	神谷沢春日線	18.0	7,430			○	存続候補

※見直し対象路線の評価に伴い、交差点部の隅切りの変更等、都市計画の変更が必要になった 3・3・108 塩竈駅前線、3・5・119 新浜町泉沢線及び 3・5・120 南町尾島町線については、本見直しに合わせて「廃止候補」と位置づけた。

□第8章 関係機関協議資料の作成

都市計画道路の見直しに向けた、2市1町間(各庁内も含む)及び宮城県等の関係機関との協議に参加するとともに、協議に必要な資料の作成、支援を委託業務の中で実施した。

◆協議経過

	県	市町	協議日	協議対象	協議の概要
1	○		20210611	塩竈	カルテの記載内容の調整とスケジュールの確認
2	○		20210617	多賀城	修正指示等に基づく修正結果の確認
3		○	20210624	2市1町	検討資料の修正及びスケジュールについて
4		○	20210715	多賀城	修正指示等に基づく修正結果の確認
5		○	20210715	塩竈	修正指示等に基づく修正結果の確認
6		○	20210716	利府	修正指示等に基づく修正結果の確認
7	○		20210726	県・2市1町	県のガイドラインのステップ4（見直し候補路線の選定）までの作業方針について
8	○		20211005	県・塩竈	玉川岩切線及び北浜沢乙線の見直しの方向性について
9	○		20211104	県・2市1町	スケジュール等について
10		○	20211112	利府	R2年度成果品の確認、見直し方針の確認について
11		○	20211112	多賀城	R2年度成果品の確認、見直し方針の確認について
12		○	20211207	2市1町	今後の進め方、カルテの充実方法について
13		○	20211216	多賀城市	カルテ作成に係る資料借用について
14		○	20220118	多賀城市	プロトタイプ案の内容確認について
15		○	20220126	多賀城市	プロトタイプ案の内容確認について
16	○		20220216	県・2市1町	プロトタイプ案の内容確認について
17		○	20220301	多賀城市	プロトタイプ案の県指摘事項と対応方針の確認について
18		○	20220328	多賀城市	プロトタイプ案の県指摘事項と対応方針の確認について
19		○	20220407	2市1町	県提出スケジュール、交通量推計結果の確認について
20	○		20220428	県・塩竈	玉川岩切線及び北浜沢乙線の見直しの方向性について
21	○		20220511	県・2市1町	県提出スケジュール、交通量推計結果の確認について
22	○		20220607	県・塩竈	玉川岩切線の見直しに関する協議のための根拠資料作成(代替に関する事項)
23		○	20220803	塩竈	見直し評価カルテ及び説明資料の修正方針について①
24		○	20220803	多賀城	見直し評価カルテ及び説明資料の修正方針について②
25		○	20220823	塩竈・利府	都市計画道路北浜沢乙線、下馬春日線の「確認事項及び対応結果」について
26	○		20220922	県・塩竈	スケジュール(修正版)、仙塩東部都市計画道路全体の見直し案設定の仕方、パブリックコメント等住民意見反映関係、参考図書作成についての確認
27		○	20220928	2市1町	県協議を踏まえた今後の進め方について
28	○		20221014	県・塩竈	交通量配分結果の妥当性に係る交差点解析の検討について
29	○		20221025	県・2市1町	都市計画道路の見直し方針及び決定権者の確認等について
30		○	20230227	2市1町	R3年度成果品の確認等
計	12	18			